

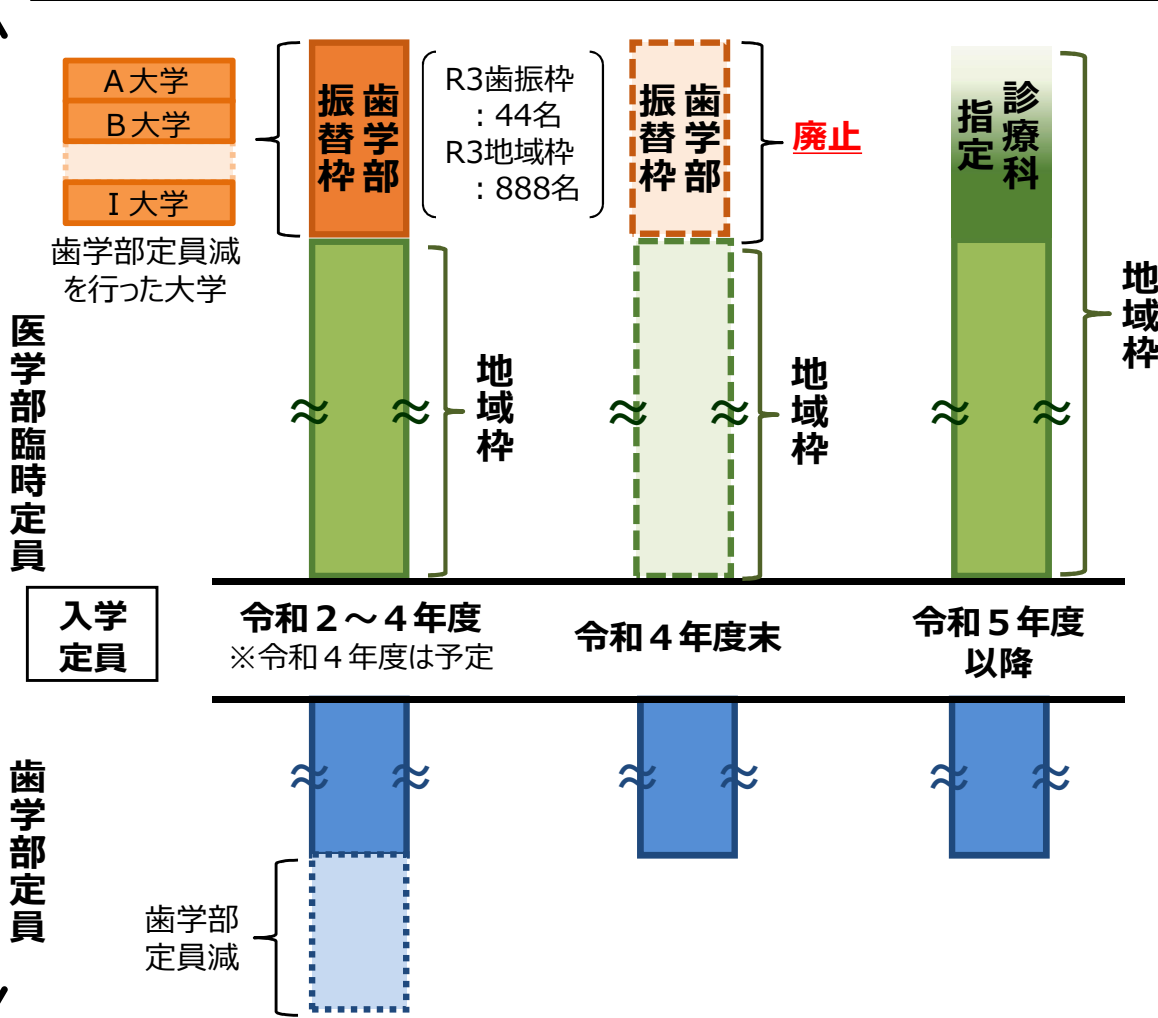
| | |
|---------------------------------|-----|
| 医療従事者の需給に関する検討会 第39回 医師需給分科会 | 資料1 |
| 令和3年8月27日 | |

参考資料 2

令和5年度医学部定員と 歯学部振替枠について

令和5年度医学部定員と歯学部振替枠の考え方について（案）

- 令和5年度の医学部定員については、歯学部振替枠を除き令和4年度と同様の方法で設定する。
- 歯学部振替枠に期待された役割は一定程度果たされたことから、**同枠組みは廃止し**、
地域の医師確保・診療科偏在対策に**有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用する**。



【歯学部振替枠の取扱について】

- 廃止する歯学部振替枠の枠数（44名）については、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員への活用を認めることとし、当該枠については以下の運用により措置してはどうか。
※事前に大学と都道府県との間で調整のついた範囲に限る。

- ①新規の地域枠臨時定員は、元々歯学部振替枠を有していた大学に限定せず、各大学から要望可能とする。
- ②当該枠は、将来時点（2036年）における医師不足都道府県等の地域枠とし、総合診療科、救急救命科、内科等、社会的なニーズに対応する枠（診療科指定の地域枠）を設定する。

※ 歯学部振替枠には地域での従事要件なし。
※ 通常地域枠においても診療科を指定することはこれまでも可能。

医学部臨時定員 歯学部振替枠の廃止のイメージ